

ネットによる手続きのご案内

お申込締切日
2024年4月26日(金)

- 利用時間 7:00~26:30
- 推奨環境

端末	OS	ブラウザ
パソコン	Windows 10/11	Microsoft Edge Google Chrome
	Mec 10.15	Safari
スマートフォン	iOS 11/12/13/14/15	Safari
	Android 5.1/6.0/7.0/8.0/9.0/11.0/12.0	Google Chrome
タブレット	iOS 11/12/13/14	Safari
	Android 5.1/6.0/7.0/8.0/9.0	Google Chrome

1 お手続きはこちらをクリックください。



PCでのお手続きはこちらから！



スマートフォンでのお手続きはこちらから！

2 ログインID・初期パスワード

ログインID: 社員コード
初期パスワード: 生年月日8桁(西暦)

※2024年1月1日以降にご入社の方は、下記3.②で「いいえ」ボタンをクリックしてください。

3 「お手続き前のご注意事項」「商品案内」をご確認いただき、お手続きスタート！

① トップページ



② ログイン



- ログインID・パスワードをお持ちの方(2023年12月31日以前入社の方)は、「はい」をクリックし、ログインID:社員コード、初期パスワード:生年月日8桁(西暦)を入力ください
- ログインID・パスワードをお持ちでない方(2024年1月1日以降にご入社の方)は、「いいえ」をクリックしてください。

ログイン後メッセージが表示され、パスワード変更指示が出ますのでパスワード変更をお願いします。

③ 入力する被保険者を選択



被保険者を選択してください。

④ 被保険者情報の入力



補償内容を選択後、選択ボタンを押して下さい。

親介護をご選択される場合は、口数を入力の上、被保険者となる方の健康状況をご確認のうえ、お手続きください。

疾病を補償する商品・補償内容をご選択される場合は、被保険者となる方の健康状況をご確認のうえ、お手続きください。

⑤ 補償内容の選択

「商品内容」をご確認のうえ、補償内容を選択してください。



⑥ 申込人情報の入力

重要事項のご説明をご確認いただき、申込人(ご本人)情報を入力してください。



BIPROGY グループ社員のみなさまへ

BIPROGY 団体 ケガ・病気・ゴルファー・ 所得補償保険のすすめ

割引適用
20%

団体総合生活補償保険 所得補償保険

ケガや病気に備える基本プランに加え、日常生活における賠償等の損害に備えるオプションをお選びいただけます。

オススメ

親介護
オプション
(OP7)

簡単！便利！
インターネットで
簡単手続き！！



ケガ・病気・
ゴルファーは
退職後も、本制度に
継続加入できます！

ご家族
みんなで
加入できます！

申込締切日 2024年4月26日(金)

加入方法 DNP ヒューマンサービスホームページの BIPROGY グループ専用ページにログインのうえ、お手続きをお願いします。※イントラネットからも専用ページにログインできます。
URL: <https://www.dnp-human.co.jp/hoken/biprogy/insurance/4/>
(注) Tタイプにご加入希望の場合は、代理店・扱者へご連絡ください。

保険期間 2024年6月15日午後4時~2025年6月15日午後4時(1年間)

保険料払込 2024年8月より毎月給与天引き

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

お手続きいただきまして、ありがとうございました。

BIPROGY 株式会社

ケガ・病気の保険 基本プラン (団体総合生活補償保険(MS&AD 型))

天災危険補償付 ケガ・病気補償コース【国内外補償】<ご家族個々の保険>

入院(ケガ・病気とも支払限度日数 180 日)、通院(ケガ・病気とも支払限度日数 90 日)、手術・特定感染症危険補償、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガを補償するコースです。	A (入院 5,000 円)	B (入院 10,000 円)
傷害死亡・後遺障害 保険金額	ケガのみ 500 万円	ケガのみ 500 万円
傷害入院保険金日額 疾病入院保険金日額	ケガ 5,000 円 病気 5,000 円	Aに比べ、入院保険金日額が充実! ケガ 10,000 円 病気 10,000 円
傷害通院保険金日額 疾病通院保険金日額	ケガ 5,000 円 病気 5,000 円	ケガ 5,000 円 病気 5,000 円
葬祭費用 保険金額	ケガ 200 万円 病気 200 万円	ケガ 200 万円 病気 200 万円
月払保険料 (天災危険補償付)	下記保険料表 参照	

- ケガをして手術を受けた場合は、傷害手術保険金(入院中の手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。
- 病気により手術を受けた場合は、疾病手術保険金(入院中の手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍)をお支払いします。
- 病気により放射線治療を受けた場合は、疾病放射線治療保険金(疾病入院保険金日額の10倍)をお支払いします。
- ケガ補償には特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされています。この特約は特定感染症を発病し後遺障害が発生した場合、入院、通院された場合に保険金をお支払いします。なお、特定感染症は病気補償でも補償対象です。詳細はP 20~21をご覧ください。
- 疾病通院保険金は、入院終了後の通院に限りです。

月払保険料 天災危険補償付		2024年6月15日時点の満年齢でご確認ください。						
コース名	A	B	コース名	A	B	コース名	A	B
1~4才	3,200円	4,060円	25~29才	2,990円	3,790円	50~54才	4,530円	5,950円
5~9才	2,870円	3,620円	30~34才	3,160円	4,100円	55~59才	5,480円	7,350円
10~14才	2,670円	3,220円	35~39才	3,260円	4,220円	60~64才	7,130円	9,730円
15~19才	2,710円	3,270円	40~44才	3,410円	4,380円	65~69才	9,930円	13,850円
20~24才	2,820円	3,490円	45~49才	3,850円	4,990円			

お支払いする場合の例 天災危険補償付ケガ・病気補償コース

ケガの場合

サッカーの試合で右足靭帯を損傷。入院し手術を受け、退院後も通院した。



病気の場合

胃潰瘍で入院し手術を受け、その後も通院した。



天災によるケガの場合

地震の揺れで建物から落ちてきた物やガラスにあたり、ケガを負い、入院および通院をして治療を受けた。



この他、生活オプションや先進医療に備えたオプションもあります! P3~6へ

天災危険補償付 ケガのみ補償コース【国内外補償】<ご家族個々の保険>


入院(ケガ支払限度日数 180 日)、通院(ケガ支払限度日数 90 日)、手術・特定感染症危険補償、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガを補償するコースです。	C (入院 5,000 円)	D (入院 2,500 円)
傷害死亡・後遺障害 保険金額	ケガ 500 万円	ケガ 90 万円
傷害入院保険金日額	ケガ 5,000 円	ケガ 2,500 円
傷害通院保険金日額	ケガ 5,000 円	ケガ 2,300 円
葬祭費用 保険金額	—	—
月払保険料 (天災危険補償付)	2,450 円	960 円

- ケガをして手術を受けた場合は、傷害手術保険金(入院中の手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。
- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は、特定感染症を発病し後遺障害が発生した場合、入院、通院された場合に保険金をお支払いします。

お支払いする場合の例 天災危険補償付ケガのみ補償コース


ケガの場合

サッカーの試合で右足靭帯等を損傷。10日間入院し入院中に手術を受け、退院後10日間通院した。



天災によるケガの場合

地震の揺れで建物から落ちてきた物やガラスにあたり、ケガを負い、入院および通院をして治療を受けた。



Cコースにご加入で上記ケガの場合

- 傷害入院保険金 5,000円×10日 = **50,000**円
- 傷害手術保険金 5,000円×10倍 = **50,000**円
- 傷害通院保険金 5,000円×10日 = **50,000**円

合計 **150,000**円

特定感染症危険補償について

全コース(A、B、C、D)に共通して特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされています。

後遺障害、入院、通院についてのみ補償します

特定感染症を発病し保険金の支払要件を満たしたときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします!

この他、生活オプションや先進医療に備えたオプションもあります! P3~6へ

ケガ・病気補償コース

ケガのみ補償コース

オプション

ゴルフアープラン

所得補償保険

重要事項説明等

オプション

【ご注意】OP1 および OP6 にご加入される場合、健康状況告知が必要となります。

OP1 病気オプション補償 <ご家族個々の保険>
基本プランA、Bのいずれかにご加入のうえ、お選びください。


がん診断保険金額	 医師によってがんに罹患したことが診断され、治療を開始した場合 100 万円をお支払いします。	100 万円
疾病入院時一時金額 (免責期間4日)	 疾病入院が5日以上継続した場合 10 万円をお支払いします。	10 万円
疾病退院時一時金額	 疾病入院が14日以上継続し退院、または病気入院が365日を超えた場合 10 万円をお支払いします。	10 万円
介護一時金額 (注) (フランチャイズ期間180日)	 要介護状態と診断され、その日を含め180日を超えて継続した場合 50 万円をお支払いします。	50 万円

月払保険料 2024年6月15日時点の満年齢でご確認ください。

1~4才	290 円	25~29才	380 円	50~54才	1,490 円
5~9才	240 円	30~34才	560 円	55~59才	2,230 円
10~14才	170 円	35~39才	710 円	60~64才	4,030 円
15~19才	170 円	40~44才	900 円	65~69才	5,580 円
20~24才	220 円	45~49才	1,190 円		

(注)介護一時金は、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

OP6 先進医療オプション補償 <ご家族個々の保険>
基本プランA、B、C、Dのいずれかにご加入のうえ、お選びください。

先進医療費用保険金額	 ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を実費で補償します。	保険期間を通じて 1,000 万円
-------------------	---	--------------------------

月払保険料	60 円
--------------	-------------

OP2 OP3 OP4 OP5 生活オプション補償
基本プランA、B、C、Dのいずれかにご加入のうえ、お選びください。

オプション名	OP2 <ご家族の保険(注1)>	OP3 <ご家族の保険(注1)>	OP4 <ご家族個々の保険>	OP5 <ご家族の保険(注1)>
補償種類	日常生活賠償	弁護士費用等	法律相談費用	携行品損害(注2) 受託物賠償
保険金額	1事故につき 3 億円	1事故につき 300 万円	1事故につき 10 万円	保険期間を通じて 20 万円 1事故につき 免責金額 3,000 円 保険期間を通じて 30 万円 1事故につき 免責金額 5,000 円
月払保険料	130 円	240 円	100 円	30 円

(注1)ご家族のうちお1人がご加入になれば加入された方を被保険者本人とし、被保険者本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族および本人またはその配偶者と別居の未婚の子も補償の対象者になります。なお、日常生活賠償・受託物賠償については、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を補償の対象者とし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注2)携行品損害保険金の損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨等は1回の事故につき5万円が限度となります。

<ご注意>
●生活オプション補償等にご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
●OP3(弁護士費用特約)については、日本国内における偶然な事故が対象となります。国外での事故はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

お支払いする場合の例 **日常生活賠償オプション**

自転車で買い物途中に、歩行者と接触事故。自分もケガをして2日間通院したが、相手に複雑骨折をさせてしまった。(A・OP2にご加入の場合)

・傷害通院保険金	5,000円×2日 = 10,000円	被保険者ご本人にお支払い
・日常生活賠償保険金	治療費 820,000円 休業損害 1,600,000円 + 慰謝料 425,000円 (引受保険会社により適正と認められた場合)	相手にお支払い
合計	2,855,000円	

POINT
示談交渉サービス付!
(国内事故のみ対象)

ここがポイント!
日常生活賠償オプションに加入することで、他人にケガを負わせたり、他人の物を傷つけるなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償されます。

ケガ・病気補償コース

ケガのみ補償コース

オプション

ゴルフアープラン

所得補償保険

重要事項説明等

OP7 生活オプション補償

基本プラン A、B、C、Dのいずれかにご加入のうえ、お選びください。

親介護一時金額

親御さまの要介護状態が180日を超えて継続した場合、親介護一時金額の全額を保険金としてお支払いします。

1口あたり 100万円

(注)介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。
A、B、C、Dコースに加入いただいている被保険者ご本人さまのご両親および配偶者のご両親が要介護状態となり、フランチャイズ期間を超えて継続した場合に、一時金をお支払いいたします。

- フランチャイズ期間：180日
- 限度口数：3口

月払保険料					
2024年6月15日時点の満年齢でご確認ください。					
20~24才	10円	45~49才	10円	70~74才	740円
25~29才	10円	50~54才	30円	75~79才	1,590円
30~34才	10円	55~59才	70円	80~84才	4,030円
35~39才	10円	60~64才	150円	85~89才	8,450円
40~44才	10円	65~69才	340円		

※本オプションの特約被保険者(補償を受けられる方)は、最大2名となりますのでご注意ください。
 ※OP7にご加入の被保険者またはその配偶者の親のうち、始期日時点における年齢が満20才から満89才までの方が本オプションの特約被保険者としてご加入いただけます。
 ※上記記載の保険料は、特約被保険者の年齢別の1名・1口あたりの保険料となります。
 ※2名ご加入される場合、異なる口数設定はできませんのでご注意ください。

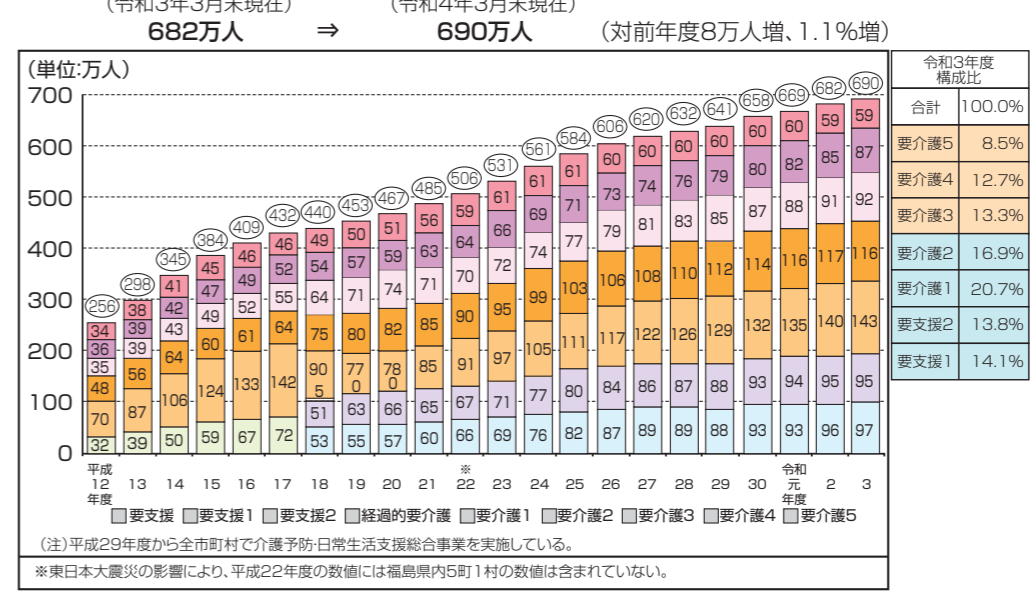
親介護補償のおすすめ

- POINT 1** 親御さまの要介護状態※が180日を超えて継続した場合、**親介護一時金額の全額を保険金としてお支払いします。**
- ※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
 - 上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合
- POINT 2** 親御さまは、**この特約(オプション)のみにご加入いただくことが可能です。**
- 親御さまの基本プランA、B、C、Dへのご加入、同居の有無は問いません。
 - 基本プランA、B、C、Dにご加入いただく被保険者の親御さまを補償の対象とすることができます。
- POINT 3** 親御さまは、**満89才まで・最大2名まで(姻族を含みます。)**ご加入いただけます。
- 健康状態に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。(親御さまの健康状況によりご加入できない場合があります。基本プランA、B、C、Dの被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。)



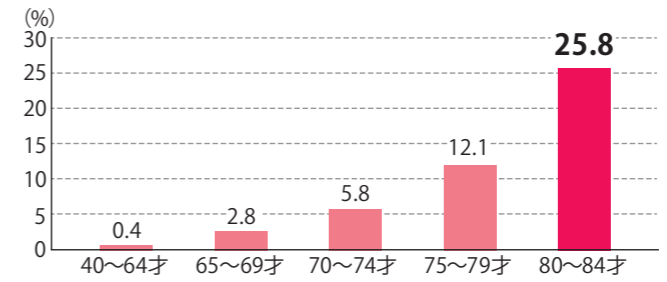
身近にせまる介護リスクと介護にかかる費用

<要介護(要支援)認定者数>
 (令和3年3月末現在) 682万人 → (令和4年3月末現在) 690万人 (対前年度8万人増、1.1%増)



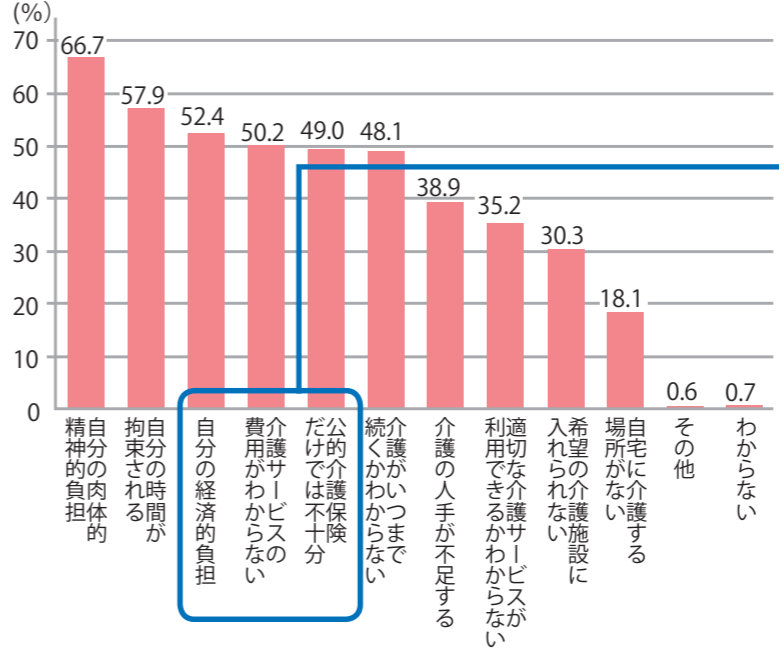
【出典】厚生労働省 令和3年 介護保険事業状況報告

<年代別人口に占める要支援・要介護認定者の割合>
 要支援・要介護の発生率は、加齢とともに高まっています。
80才~84才では25.8%となっています。



【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」(2023年1月審査分) 総務省「人口推計月報」の(2023年1月確定値)を元に作成

<親などを介護する場合の不安の内容(複数回答)>



介護にかかる費用

一時的にかかる費用
平均 **74万円**

毎月かかる費用
平均 **8.3万円**

「自分の肉体的・精神的負担」「公的介護保険への不安」「自分の経済的負担」など、上位に挙げられている項目から、介護がもたらすさまざまな負担が窺い知れます。特に経済的負担に関する項目は複数に挙げられており、実際に掛かる金額も決して少額ではありません。

【出典】生命保険文化センター「2021(令和3)年度「生命保険に関する全国実態調査」」

ゴルファープラン (団体総合生活補償保険)

VIP K L M ゴルファープランコース ゴルファープランは単独でご加入できます。

セット名	VIP	K	L	M
ゴルファー賠償責任保険金額	3億円	3億円	3億円	3億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	390万円	200万円	300万円	240万円
傷害入院保険金日額	6,000円	3,000円	4,500円	3,500円
傷害通院保険金日額	4,000円	2,000円	3,000円	2,500円
ゴルフ用品保険金額	55万円	40万円	30万円	25万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円	50万円	35万円	—
月払保険料	1,310円	740円	580円	220円

※免責金額はありません。

- 傷害手術保険金対象外特約がセットされているため傷害手術保険金をお支払いしません。
- 前年度でご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

ゴルファープランの概要

ゴルファー賠償責任補償

ゴルフのプレー中等に他人に損害を与えたとき

海外も補償

<具体例>

- ★ゴルフ場のティーグラウンドでまわりを確認しないで素振りしたら、パートナーに当たってケガをさせた。
- ★前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、キャディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。
- ★自宅の庭で練習中に過ぎて隣家のガラスを割った。 など



ゴルファー傷害補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをされたとき

海外も補償

<具体例>

- ★ゴルフ場でプレー中に後ろのパーティーのボールが当たってケガをした。
- ★ゴルフ場でプレー中にくぼみに足をとられ転倒しケガをした。 など



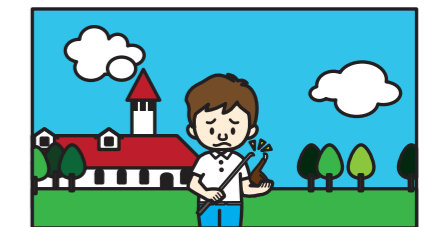
ゴルフ用品補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブが破損したとき

海外も補償

<具体例>

- ★ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ★ゴルフ場でプレー中に誤ってクラブを折ってしまった。 など



ホールインワン・アルバトロス費用補償

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき

国内のみ補償

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP 34をご参照ください。
 - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合
- 複数の保険（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。

ケガ・病氣補償コース

ケガのみ補償コース

オプション

ゴルファープラン

所得補償保険

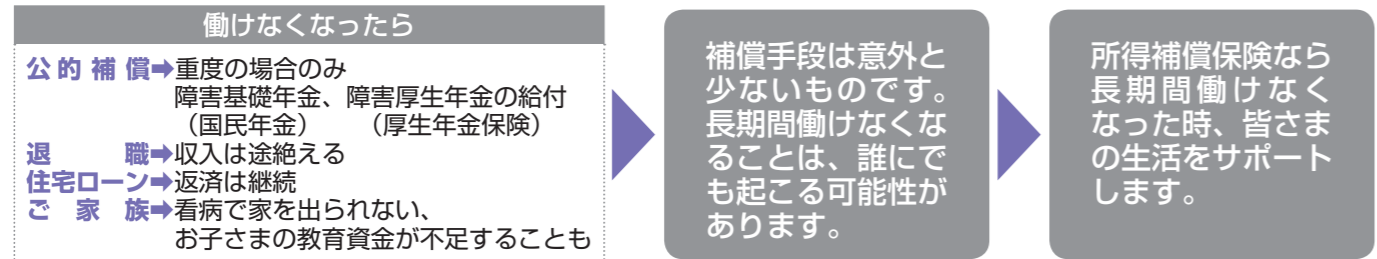
重要事項説明等

所得補償保険

もしも、突然の病気やケガで働けなくなったら・・・
退職後の収入ダウンは大きなリスクです。

収入がなくなった後も、日々の出費は止まりません。

各種ローンの返済 生活費 教育費 家賃・住宅ローン 医療費



所得補償保険とは

国内外を問わず、工作中・工作中以外に
病気またはケガで働けなくなり、免責期間を超えて継続したとき

保険金をお受け取りいただけます。

(注) 平均月間所得額を超えてお支払いはされませんのでご注意ください。

免責4日 <Sタイプ・Tタイプ>
(所得補償保険) てん補期間1年

所得補償保険の概要

<Sタイプ・Tタイプ>

- 入院でもOK
- 自宅療養中もOK^(注1)
- 病気・ケガの発生は24時間補償 (24H)
- ご加入にあたって医師の診査は不要
- 天災危険補償特約付^(注2)
- 生活サポートサービス利用可能
- 健康保険や労災保険・生命保険などとは関係なく補償

被保険者の範囲

【Sタイプ】

- BIPROGY 株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員の方でかつ保険始期日時点での年齢が満20才以上満64才以下の方
- 健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方に限ります。

【Tタイプ】

- BIPROGY 株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員の配偶者で、かつ保険始期日時点での年齢が満18才以上満64才以下の方 (女性のみ)
- 家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を主として行っている家事従事者の方 (所得税課税において、配偶者控除の適用を受けている方)

配偶者控除とは、配偶者に所得がないか、または配偶者の所得金額が48万円 (所得が給与所得のみの場合、年間で給与が103万円) 以下である場合に認められる所得控除をいいます。ただし、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除は受けられません。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。(2024年2月現在)

(注1) 自宅療養は、医師が必要であると認めたものに限りです。
(注2) 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガにより就業不能となった場合も補償します。

ケガ・病気補償コース

ケガのみ補償コース

オプション

ゴルフアープラン

所得補償保険

重要事項説明等

S **天災危険補償特約（所得補償保険用）付**
 保険期間中に、ケガや病気により働くことができなくなった場合（就業不能となった場合）、**所得補償保険金**（[所得補償保険金額] × [就業不能期間の月数]）をお支払いします。

目安となる保険金額

所得補償保険金額（月額）が平均月間所得額の40%以内となるタイプにご加入ください。

年間給与所得額	約 400 万円	➔	目安となる 所得補償保険金額	約 13 万円以内
平均月間所得額	約 33 万円			

Sタイプの保険金額（月額）と月払保険料

※年令は2024年6月15日時点の満年令でご確認ください。

●免責期間=4日 ●てん補期間=1年

Sタイプ（所得補償保険）月払保険料									
タイプ名	9S	8S	7S	6S	5S	4S	3S	2S	1S
所得補償 保険金額	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円
年令(才)									
20～24	770円	1,155円	1,540円	1,925円	2,310円	2,695円	3,080円	3,465円	3,850円
25～29	840円	1,260円	1,680円	2,100円	2,520円	2,940円	3,360円	3,780円	4,200円
30～34	1,030円	1,545円	2,060円	2,575円	3,090円	3,605円	4,120円	4,635円	5,150円
35～39	1,220円	1,830円	2,440円	3,050円	3,660円	4,270円	4,880円	5,490円	6,100円
40～44	1,520円	2,280円	3,040円	3,800円	4,560円	5,320円	6,080円	6,840円	7,600円
45～49	1,770円	2,655円	3,540円	4,425円	5,310円	6,195円	7,080円	7,965円	8,850円
50～54	2,060円	3,090円	4,120円	5,150円	6,180円	7,210円	8,240円	9,270円	10,300円
55～59	2,160円	3,240円	4,320円	5,400円	6,480円	7,560円	8,640円	9,720円	10,800円
60～64	2,270円	3,405円	4,540円	5,675円	6,810円	7,945円	9,080円	10,215円	11,350円

※Sタイプの保険料は男女共通です。
 ※上記は職種別1級（一般事務従事者）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 ※保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の40%以内で適切な保険金額をお決めください。（就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
 ※上記保険料は団体割引20%適用後の保険料です。前年度ご加入いただいた被保険者の人数によって割引率が適用されます。
 ※Sタイプ（所得補償保険）の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただけるのは、現在お働きになっている方で、
 1. BIPROGY株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員の方でかつ保険始期日時点での年令が満20才以上満64才以下の方
 2. 健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方に限ります。

【Sタイプ】 保険金をお支払いする場合の例

《女性（42才）5Sタイプにご加入の場合》

所得補償保険金額（月額）：300,000円 免責期間：4日間

9月3日に交通事故で重傷を負い入院、その後医師の治療を受けながら自宅療養し、12月25日まで（3か月23日間）、仕事を休んだ場合。

- ◆就業不能期間：9/3～12/25=3か月と23日間
- ◆免責期間：9/3～9/6=4日間
- ◆お支払対象期間：9/7～12/25=3か月と19日間
- ◆お支払保険金： $30万円 \times 3か月 + 30万円 \times 19/30日$
 $= 1,090,000円$



免責期間を超えて就業不能である期間が1か月に満たない場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

Tタイプについては、ネットでのお手続きはできません。加入手続きは代理店・扱者へご連絡ください。

家事従事者特約付所得補償保険

T **妊娠に伴う身体障害補償特約、天災危険補償特約（所得補償保険用）付**
 家事従事者の方の「家事」を仕事と評価し、病気やケガによる「入院」により家事労働に従事できなくなった場合、所得補償保険金をお支払いします。妊娠に伴う身体障害^(※)による入院も補償されます。
 (※) 妊娠に伴う身体障害とは 公的医療保険で「療養の給付」等の対象となる妊娠中毒症、異常分娩など。

Tタイプの保険金額（月額）と月払保険料

※2024年6月15日時点の満年令でご確認ください。

■加入限度口数 17口

●免責期間=4日 ●てん補期間=1年

Tタイプ（所得補償保険）月払保険料（加入限度口数：17口）				
加入口数	所得補償保険金額			
	1口	5口	10口	15口
所得補償保険金額	10,000円	50,000円	100,000円	150,000円
年令(才)				
18～19	34円	170円	340円	510円
20～24	50円	250円	500円	750円
25～29	54円	270円	540円	810円
30～34	67円	335円	670円	1,005円
35～39	79円	395円	790円	1,185円
40～44	98円	490円	980円	1,470円
45～49	114円	570円	1,140円	1,710円
50～54	133円	665円	1,330円	1,995円
55～59	140円	700円	1,400円	2,100円
60～64	147円	735円	1,470円	2,205円

※上記保険料は団体割引20%適用後の保険料です。前年度ご加入いただいた被保険者の人数によって割引率が適用されます。
 ※上記は職種別1級（家事従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 ※Tタイプ（家事従事者特約付所得補償保険）の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただけるのは、現在健康な家事従事者の方で、保険始期日時点で満18才以上満64才以下の女性の方に限ります。詳細は、P44をご参照ください。
 ※ご加入いただける保険金額の上限は170,000円です。170,000円（17口）をご希望の場合はお問い合わせください。

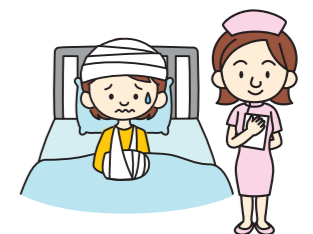
【Tタイプ】 保険金をお支払いする場合の例

《家事従事者（40才）Tタイプ：10口にご加入の場合》

所得補償保険金額（月額）：100,000円 免責期間：4日間

Aさん（家事従事者）が、ある日洗濯物を取り込んでいる最中あやまって転倒してケガをしてしまい、10/1から10/19まで（19日間）入院した場合。

- ◆就業不能期間：10/1～10/19=19日間
- ◆免責期間：10/1～10/4=4日間
- ◆お支払対象期間：10/5～10/19=15日間
- ◆お支払保険金： $10万円 \times 15/30日$
 $= 50,000円$



免責期間を超えて就業不能である期間が1か月に満たない場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

団体総合生活補償保険（MS & AD 型）
健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、ネット手続き画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
(注)告知時における年齢が満 15 才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 親介護	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をそのままご記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずネット手続き画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご入力にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- 「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容（○：あり、×：なし）		回答が必要な質問事項（○：回答要、×：回答不要）		
疾病補償	本人介護補償	質問 1	質問 2	質問 3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	○	×	×	○
×	×	健康に関する告知は不要です		

- 「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途 親介護一時金・休業専用の告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病退院時一時金補償特約
	先進医療費用保険金補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 本人介護
	親介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 親介護

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病入院時一時金補償特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病退院時一時金補償特約	
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん（悪性新生物）(*4)(*5)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
葬祭費用補償特約	なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
親介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 親介護	なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
- (*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (*4)転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
- (*5)そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お 取 扱 い
疾病補償特約	ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
葬祭費用補償特約	あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
先進医療費用保険金補償特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。
疾病入院時一時金補償特約	なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
疾病退院時一時金補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
介護一時金支払特約 <small>本人介護</small>	
親介護一時金支払特約 <small>親介護</small>	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

疾病			本人介護	特定疾病対象外欄
質問1	質問2	質問3	質問4	
LKA はい 3	LKH はい 3	LIA はい 3	はい 3	506 疾病コード R-0 三住 太郎 507 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎
いいえ 4	いいえ 4	いいえ 4	いいえ 4	
<small>【はい】の場合、該当補償についてお引受けできません。詳細は添付の健康状況告知書質問事項をご参照ください。</small>				
※告知者ご署名欄 <small>【注1】をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がご署名ください。</small>				
LW8 告知日				三住 太郎
令和5年 10月 1日				

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、Sタイプはネット手続き画面、Tタイプは加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。>

(*)保険金額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずネット手続き画面の入力または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- 「所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(*2)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。
(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。
- ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。
なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

※健康状況告知書質問事項回答欄 (注)		
質問1	質問2	特定疾病対象外欄
L53 はい 3	L54 はい 3	L45 疾病002 疾病・症状名 カナ
いいえ 4	いいえ 4	三住 太郎 三住 太郎
<small>「はい」の場合、お引受けできません。 詳細は裏面の健康状況告知書質問事項をご参照ください。</small>		RO 三住 太郎
<small>三井住友海上火災保険株式会社 宛 裏面の健康状況告知書質問事項に対するご回答は確実に伝達ありません。告知内容が事実と相違している場合、保険契約を解除する お支払のお支払いを拒否する権利を行使することがあります。また、個人情報の取扱いに同意します。健康状況告知書ご記入の ご案内を受け取り、内容を理解しました。 (健康保険者ご本人がブルームでご署名ください。)</small>		
LHP 告知日		85年 10月 1日 三住 太郎

<告知の結果、お引受けできない場合>

- ご加入をご継続いただくことができません。
- 各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. ネット手続き画面の入力または加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。
内容をよくご確認ください。ネット手続き画面の入力または加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- ネット手続き画面の入力または加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ネット手続き画面の入力または加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ネット手続き画面の入力または加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品のネット手続き画面または加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
保険金額(ご契約金額)は、以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？
・Sタイプの場合：平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の40%以下
・Tタイプの場合：17万円
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合にはネット手続き画面にてお手続きまたは加入申込票のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - この保険制度に新規加入される場合
 - 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
 - 既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。
引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・お支払いしない主な場合

*印を付した用語については、P 36～37の「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本プラン ケガ <small>傷害保険金(A・B・C・D)</small>	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。		

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本プラン ケガ <small>傷害保険金(A・B・C・D)</small>	傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(傷害死亡保険金と同じ)
	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 <small>☆特定精神障害補償特約セット</small> P36(☆1)参照 保険期間の開始後*に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気* ● 精神障害(*1)およびそれによる病気* ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ● 妊娠または出産(「療養の給付」等(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4)(加入者証等に記載されます。) (注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF 00からF 09またはF 20からF 99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社がお支払することがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払を伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P36(☆1)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(疾病入院保険金と同じ)
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P36(☆1)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P36(☆1)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	

基本プラン
病気

疾病保険金(A・B)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	補償対象者(*1)が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族*が葬祭費用を負担された場合 ①保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②保険期間の開始時以降(*2)に発病*した病気*のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気(*3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間*が満了するまでの間(*4)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限り、 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(*3)を発病した時がこのご契約の保険期間の開始日より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②このご契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(*3)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (*2)葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (*3)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*4)365日を限度とします。	補償対象者の親族*が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、顎(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など	<「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)により入院*された場合 など (注)保険期間の開始時(*3)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(*4)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

基本プラン
ケガ・病気(A・B)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本プラン ケガ(A・B・C・D) 特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など
	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ①入院*した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{感染症入院の日数}$ (注1) 感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症*を発病*した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本プラン ケガ(A・B・C・D) 特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。) 特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{感染症通院の日数}$ (注1) 感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症*を発病*した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(特定感染症による後遺障害保険金と同じ)
	「疾病入院」の状態が、免責期間*(4日)を超えて継続した場合 疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P36(☆1)参照	①「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ②「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。
病気オプション補償(OPP) 疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P36(☆1)参照		疾病退院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	<p>医師*によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)*に罹患したことが診断され、治療*を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限り)。</p> <p>(注1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。</p> <p>(注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)*(*)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①がん(悪性新生物)*(*)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がん(悪性新生物)*(*)を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(*)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病氣*を含みます。</p>	<p>がん診断保険金額の全額</p> <p>(注1)保険期間中1回に限ります。</p> <p>(注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん診断時が、この保険契約の始期日(*)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたががんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) <p>など</p> <p>(*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約	<p>保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)*となり、180日を超えて継続した場合</p> <p>(*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>介護一時金額の全額</p> <p>(注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病氣(加入者証等に記載されます。その病氣と医学上因果関係がある病氣*を含みます。) <p>など</p> <p>(注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。</p> <p>(*)1この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*)2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>

病氣 オプション 補償 (OP1)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	<p>①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*)1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(*)2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*)3)敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して</p> <p>負担する法律上の損害賠償責任の額 +</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用</p> <p>または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)</p> <p>(注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことに伴う損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>

日常生活賠償 (OP2)



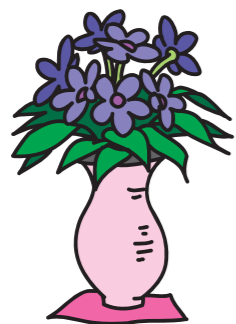
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	<p>①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害^(※1)を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合</p> <p>②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害^(※1)を被った被保険者が、法律相談[*]を行った場合^(※2)</p> <p>(※1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊^(※3)または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。</p> <p>(※2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限りです。</p> <p>(※3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】</p> <p>引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等[*]の額^(※1)</p> <p>【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】</p> <p>引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用[*]の額^(※2)</p> <p>(※1)1事故^(※3)につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。</p> <p>(※2)1事故^(※3)につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。</p> <p>(※3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。</p> <p>(注1)保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等への委任の取消等による場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者[*]から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 <p>(注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による被害 ●被保険者と同居する親族[*]の故意による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用したの運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p>など</p>

生活オプション補償
 弁護士費用等・法律相談費用(OP3)
 弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金
 ★弁護士費用特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^(※1)に損害が発生した場合</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品^(※2)をいいます。ただし、別記の「補償対象外とされる主な『携行品』」を除きます。</p> <p>(※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額[*](1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1)損害の額は、再調達価額[*]によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族[*]の故意による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用したの運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するもの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族[*]に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことによる損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 <p>など</p>
携行品損害(OP4)	<p>携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害補償特約)セット</p>		
生活オプション補償	<p>受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額^(*) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額[*](1回の事故につき5,000円)</p> <p>(※)被害受託物の時価額が限度となります。</p> <p>(注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>保険期間中で、受託物^(※1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊^(※2)・紛失・盗難にあつたことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>(※1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。</p> <p>(※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りません。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療オプション補償＜OP6＞	先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きします。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
生活オプション補償＜OP7＞	親介護一時金 ★親介護一時金支払特約	保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)*となり、180日を超えて継続した場合 (*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP39の<代理請求人について>をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による要介護状態 ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合は含みます。



	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフアー賠償責任補償 (VIP・K・L・M)	ゴルフアー賠償責任保険金 ★ゴルフアー賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(*)が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用 または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円) (注1)1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
ゴルフアーフランコース	傷害死亡保険金 ★ゴルフアー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフアー賠償責任補償 (VIP・K・L・M)	傷害後遺障害保険金 ★ゴルフアー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(ゴルフアー傷害補償の傷害死亡保険金と同じ)
ゴルフアーフランコース	傷害入院保険金 ★ゴルフアー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
ゴルフアー傷害補償 (VIP・K・L・M)	傷害通院保険金 ★ゴルフアー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	<p>保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合(*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを取容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。</p> <p>(注1)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。</p>	<p>被害物の損害額（被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。）をお支払いします。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	<p>日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロスア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。）</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入りする造園業者・工業者 など</p> <p>(注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。</p> <p>②達成証明資料*によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー 35 以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書*により証明できるものに限ります。</p> <p>(*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。）</p> <p>(*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。</p> <p>(*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス <p>など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます</p>

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金お支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険	所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット P36(☆2)参照	<p>保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が免責期間*（4日）を超えて継続した場合</p> <p>（*）1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 （注1）保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 （注2）原因または発生した時が異なる複数のケガ*または病気*により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	$\begin{matrix} \text{保険金額} \\ \times \\ \text{就業不能期間*の月数*} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数} \\ 30 \end{matrix}$	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気*</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気</p> <p>●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気</p> <p>●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気（テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気</p> <p>●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*（*1）やケガ（加入者証等に記載されます。）などによる就業不能*</p> <p>●精神障害*（*2）を被り、これを原因として発生した就業不能</p> <p>●妊娠または出産による就業不能</p> <p>●骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合</p> <p>（注）ご加入をお受けした場合でも、保険期間の開始時*（*3）より前に発病*した病気*（*1）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。</p> <p>（*1）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>（*2）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など</p> <p>（*3）就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>

（☆1）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合がございます】

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日*からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

（*）疾病入院時一時金、疾病退院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。

●「がん（悪性新生物）」には、上皮新生物を含みます。

●「ギプス等」とは、ギプス、ギブスシャーレ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

（*）いずれもそのための練習を含みます。

●「行政書士が行う相談」とは、行政書士法第1条の3（業務）第1項第4号に規定する相談をいいます。

●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みます。

①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。

- ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
- ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りません。
- ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りません。

●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。

●「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

●「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を含みません。

●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること

●「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。

●「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）」においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

●「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場*として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

●「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額*から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（A、B、C、Dセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・ 先進医療費用保険金
傷害手術保険金対象外特約（VIP、K、L、Mセット）	傷害手術保険金をお支払いしません。
無事故戻しに関する規定の不適適用特約（S、Tタイプ）	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能*が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。
天災危険補償特約（所得補償保険用）（S、Tタイプ）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*による就業不能*の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
妊娠に伴う身体障害補償特約（Tタイプ）	公的医療保険の「療養の給付」等*の対象となる「妊娠、出産、早産または流産」によって被ったケガ*または病気*による就業不能*の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
家事従事者特約（Tタイプ）	被保険者がケガ*または病気*のために入院*されている（就業不能*の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院されている）ことにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない場合に限り所得補償保険金をお支払いします。

【※印の用語のご説明】

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気*として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画

像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日*からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- （*）疾病入院時一時金、疾病退院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
- 「がん（悪性新生物）」には、上皮新生物を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギブスシャーレ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- （*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「行政書士が行う相談」とは、行政書士法第1条の3（業務）第1項第4号に規定する相談をいいます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みます。
- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
- ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
- ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りません。
- ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りません。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を含みません。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること
- 「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。
- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）」においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場*として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額*から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレット表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

6. 無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません（無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。）。

注意喚起情報のご説明（所得補償保険）

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約お申込みの撤回等）

この保険は BIPROGY 株式会社 が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票またはネット手続き画面に記載・入力された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票またはネット手続き画面の記載・入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

③被保険者の「生年月日」、「年令」

④被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

●被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票またはネット手続き画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人で自身でご記入・ご入力のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

●健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

●ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（*1）より前に発病した病気（*2）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

（*2）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

(2)通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

●加入者証記載の職業・職務を変更した場合

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票またはネット手続き画面の保険金請求履歴にその内容を必ず記入・入力してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

（*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP35～38をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレット表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

●脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットP38～39をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットP18をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在ののご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短時間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約（所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは	
【代理店・扱者】株式会社 DNP ヒューマンサービス 保険サービス部 TEL 03-4579-1025 受付時間：9:00～17:30	
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは	
「三井住友海上お客さまデスク」0120 - 632 - 277（無料） 「チャットサポートなどの各種サービス」 https://www.ms-ins.com/contact/cc/ こちらからアクセスできます。	
万ー、事故が起こった場合は	
遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24 時間 365 日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 0120 - 258 - 189（無料） 事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。（所得補償保険以外） 「インターネット事故受付サービス」は、こちらから	
指定紛争解決機関	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】0570 - 022 - 808 ●受付時間 [平日 9：15～17：00（土日・祝日および年末年始を除きます）] ●携帯電話からも利用できます。 IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html	

生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険、所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。(ただし、ゴルフプランは対象外です。)

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



- ◆メンタルヘルス相談
平日 9:00～21:00
土曜日 10:00～18:00
- 上記以外
年中無休 24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

<疾病補償プラン加入者限定>
メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。
*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)
提携機関をご紹介します。また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。
*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

介護



年中無休 24時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休 24時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談

平日 14:00～17:00



■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ペピーンッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL:https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

- *平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

BIPROGY 団体ケガ・病気の保険は

たとえばこんなときにお役に立ちます

※ご加入いただくプラン・コース・セットによって補償の範囲が異なります。

ケガ をしたとき

旅行中・海外でのケガ



家庭内でのケガ



病気 をしたとき

疾病入院



生活 オプション

日常生活賠償

示談交渉サービス付(国内のみ)

自転車で走行中に歩行者にぶつかりケガをさせた。



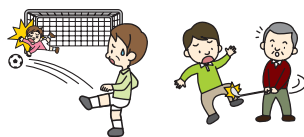
病気 オプション

がん診断

医師により胃がんと判断され治療を開始した。



スポーツ中のケガ、レクリエーション中のケガ



疾病手術



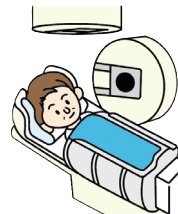
弁護士費用等



先進医療 オプション

先進医療費用

ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた。



乗物(自動車・自転車・電車・航空機・船舶等)に乗っているときのケガ



入院終了後の通院



携行品損害

旅行中にビデオカメラを落とし破損した。



葬祭費用



受託物賠償

借り物のカメラを過って落とし、しまい破損させた。(国内で預かったもののみ)



BIPROGY 団体ケガ・病気の保険は

こんなにお役に立っています

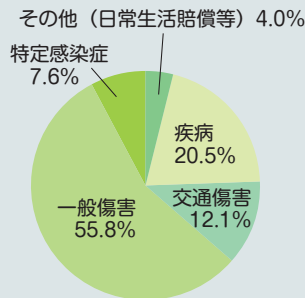
2023年実績

現在ご加入されている方は約 **2,500** 名です!

保険金
お支払い件数
年間約**224**件

2023年1月1日
～2023年12月31日実績

お支払い保険金件数の割合



お支払い
保険金
約**2,460**万円

2023年1月1日
～2023年12月31日実績

【代理店・扱者(お問合わせ先)】

株式会社 DNP ヒューマンサービス 保険サービス本部 BIPROGY グループ
〒135-0061 東京都江東区豊洲1-1-1
TEL: 03-4579-1025 内線: 840-31025
受付時間: 9:00 ~ 17:30

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第四部第四課 TEL: 03-3259-3155
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1